

下水道使用料について

- ・下水道使用料は水道料金とあわせて、2ヶ月ごとに納めていただきます。
- ・汚水量により使用料金が変わります。
- ・裏面に「下水道使用料早見表（2ヶ月分）」を記載しております。

汚水量の求め方

(1) 市の上水道を使用している場合

市の上水道使用量がそのまま下水道の汚水量となります。

(2) 自家水（井戸水）を使用している場合

世帯構成人員^(a) 3人までは、1人につき2ヶ月14m³、4人目からは1人につき2ヶ月10m³ずつ加算されます。

世帯構成人員	汚水量（2ヶ月分）
1人	14m ³
2人	28m ³
3人	42m ³
4人	52m ³
5人	62m ³
6人	72m ³
7人	82m ³

(3) 市の上水道と自家水（井戸水）を両方使用している場合（併用使用）

上水道使用量に上記（2）で求めた自家水汚水量の1/2を加算したものが汚水量となります。

市の上水道使用量	
+	
世帯構成人員	汚水量（2ヶ月分）
1人	7m ³
2人	14m ³
3人	21m ³
4人	26m ³
5人	31m ³
6人	36m ³
7人	41m ³

(a)世帯構成人員とは、実際に住んでいる方の人数となります。

住民票がある方の人数ではございませんのでご注意ください。

【お願い】

自家水を使用、併用の方は世帯の人数が変わった場合、井戸を使わなくなった場合にはすみやかに上下水道課に「使用水・世帯構成人員変更届」をご提出ください。

※届出がない場合 料金は変更されません。

浄化槽使用料について

- ・市の上水道料金と合わせて2ヶ月ごとに納めていただきます。
- ・設置してある浄化槽の人数と設置年数によって料金が変わります。

人数	初年度（2ヶ月）	2年目（2ヶ月）
5人槽	5,800円	7,400円
（税込み）	6,380円	8,140円
7人槽	6,000円	8,600円
（税込み）	6,600円	9,460円
10人槽	6,200円	11,000円
（税込み）	6,820円	12,100円

※10人槽を超える浄化槽使用料については、別途お問合せください。

※長期不在等で家を留守にする場合（浄化槽を使用しない状態が続く場合）は、上下水道課にて休止の手続きを必ず行ってください。

下水道使用料早見表（2ヶ月分）

（汚水量：m³ 使用料：円）

汚水量	使用料	汚水量	使用料	汚水量	使用料	汚水量	使用料	汚水量	使用料
1	2,774	21	3,393	41	6,583	61	9,784	81	13,194
2	2,798	22	3,553	42	6,743	62	9,955	82	13,365
3	2,822	23	3,712	43	6,902	63	10,125	83	13,535
4	2,846	24	3,872	44	7,062	64	10,296	84	13,706
5	2,871	25	4,031	45	7,221	65	10,466	85	13,876
6	2,895	26	4,191	46	7,381	66	10,637	86	14,047
7	2,919	27	4,350	47	7,540	67	10,807	87	14,217
8	2,943	28	4,510	48	7,700	68	10,978	88	14,388
9	2,967	29	4,669	49	7,859	69	11,148	89	14,558
10	2,992	30	4,829	50	8,019	70	11,319	90	14,729
11	3,016	31	4,988	51	8,178	71	11,489	91	14,899
12	3,040	32	5,148	52	8,338	72	11,660	92	15,070
13	3,064	33	5,307	53	8,497	73	11,830	93	15,240
14	3,088	34	5,467	54	8,657	74	12,001	94	15,411
15	3,113	35	5,626	55	8,816	75	12,171	95	15,581
16	3,137	36	5,786	56	8,976	76	12,342	96	15,752
17	3,161	37	5,945	57	9,135	77	12,512	97	15,922
18	3,185	38	6,105	58	9,295	78	12,683	98	16,093
19	3,209	39	6,264	59	9,454	79	12,853	99	16,263
20	3,234	40	6,424	60	9,614	80	13,024	100	16,434

汚水量	使用料								
101	16,610	121	20,130	141	23,650	161	27,170	181	30,690
102	16,786	122	20,306	142	23,826	162	27,346	182	30,866
103	16,962	123	20,482	143	24,002	163	27,522	183	31,042
104	17,138	124	20,658	144	24,178	164	27,698	184	31,218
105	17,314	125	20,834	145	24,354	165	27,874	185	31,394
106	17,490	126	21,010	146	24,530	166	28,050	186	31,570
107	17,666	127	21,186	147	24,706	167	28,226	187	31,746
108	17,842	128	21,362	148	24,882	168	28,402	188	31,922
109	18,018	129	21,538	149	25,058	169	28,578	189	32,098
110	18,194	130	21,714	150	25,234	170	28,754	190	32,274
111	18,370	131	21,890	151	25,410	171	28,930	191	32,450
112	18,546	132	22,066	152	25,586	172	29,106	192	32,626
113	18,722	133	22,242	153	25,762	173	29,282	193	32,802
114	18,898	134	22,418	154	25,938	174	29,458	194	32,978
115	19,074	135	22,594	155	26,114	175	29,634	195	33,154
116	19,250	136	22,770	156	26,290	176	29,810	196	33,330
117	19,426	137	22,946	157	26,466	177	29,986	197	33,506
118	19,602	138	23,122	158	26,642	178	30,162	198	33,682
119	19,778	139	23,298	159	26,818	179	30,338	199	33,858
120	19,954	140	23,474	160	26,994	180	30,514	200	34,034

汚水量200m³以上の場合の計算方法 ・ ・ ・ 176（円） × 汚水量 - 1,166（円）

※上記使用料金には消費税および地方消費税が含まれております。 大田原市水道局上下水道課